

わたしたちの 日本一 美しい村



広報

しらかわ

SHIRAKAWA

2011年12月12日発行 第485号



「雪囲いで冬仕度」

(合掌造り民家園 11/14)



the most beautiful
villages
in japan

「日本で最も美しい村」連合に加盟しています



12月号

白川村表彰式…2ページ
財政状況のお知らせ(上半期)…4ページ
人事行政のあらまし…6ページ
保育園新入園児の受付…14ページ

祝 白川村自治功労者並びに白川村長表彰式



白川村表彰式

11月3日(祝)役場大会議室において、白川村自治功労者並びに白川村長表彰式が行われ、自治功労者5名と白川村長表彰6名の方に、表彰状と記念品が贈られました。
これは、白川村自治功労者表彰条例並びに白川村表彰規程に基づいて、村政の振興発展等に貢献された方を表彰し、その功績を称えるものです。

自治功労者表彰

第1号該当

谷口 尚氏

(68歳 鳩合)

※表彰事由の経歴等

村職員

昭和44年4月1日

平成3年5月19日

(22年2ヶ月)

教育長

平成3年5月20日

平成10年11月30日

(7年6ヶ月)

村長

平成11年4月27日

平成23年4月26日

(12年)

第2号該当

長瀬 吉実氏

(62歳 荻町)

※表彰事由の経歴等

議会議員

昭和50年4月28日

昭和58年4月27日

(8年)

平成11年4月28日

平成23年4月27日

(12年)

副議長

平成15年5月7日

平成17年5月5日

(2年)

平成17年5月6日

平成19年4月27日

(2年)

第4号該当

宮丸 妙子氏

(71歳 飯島)

※表彰事由の経歴等

民生委員

昭和52年12月1日

平成22年11月30日

(33年)

第4号該当

中田 秋子氏

(69歳 荻町)

※表彰事由の経歴等

民生委員

昭和58年12月1日

平成22年11月30日

(27年)

第4号該当

大松 美枝子氏

(69歳 平瀬)

※表彰事由の経歴等

民生委員

平成元年12月1日

平成22年11月30日

(21年)

民生委員副会長

平成7年12月1日

平成22年11月30日

(15年)

白川村長表彰

《学芸功労》

大田 利展氏

(68歳 荻町)

※表彰事由の経歴等

荻町民謡保存会会長

昭和60年1月

平成22年12月

(26年)

《その他功労》

和田 由喜子氏

(72歳 荻町)

※表彰事由の経歴等

食生活改善連絡協議会員

昭和59年4月
現在 (27年7ヶ月)

岩田 悦子氏
(72歳 飯島)

※表彰事由の経歴等
食生活改善連絡協議会員

昭和59年4月
現在 (27年7ヶ月)

下方 雪枝氏
(71歳 鳩谷)

※表彰事由の経歴等
食生活改善連絡協議会員

昭和59年4月
現在 (27年7ヶ月)

村井 百合子氏
(68歳 荻町)

※表彰事由の経歴等
食生活改善連絡協議会員

昭和59年4月
現在 (27年7ヶ月)

松井 美子氏
(65歳 荻町)

※表彰事由の経歴等
食生活改善連絡協議会員

昭和59年4月
現在 (27年7ヶ月)



叙勲



宮丸 文良氏・妙子氏 受章記念祝賀会

11月3日(祝)鳩谷コミ
ユニテイ会館で宮丸文良
さん・妙子さんの叙勲・
褒章受章記念祝賀会が盛
大に開催されました。
文良さんは、今年の春
に旭日双光章を、妙子さ
んは平成21年春に藍綬褒
章を受章され、白川村で
は初めてご夫婦での受章
となりました。



瑞宝单光章

大泉 玄壽氏(荻町)

大泉さんは、昭和52年12月から
平成19年12月までの30年間、民生・
児童委員として活躍されました。
また、平成10年12月から平成19年
12月までの9年間は会長として、
民生・児童委員協議会の推進や、
地域福祉・高齢者福祉等の向上発
展に大きく寄与されました。

臨時議会だより

11月28日(月) 平成23年第6回白
川村議会臨時会が行われました。
会では、条例の改正について審
議され、原案通り可決されました。
主な内容は次のとおりです。

□白川村職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例について
平成23年9月30日に出された人
事院の勧告にかんがみ、一般職の
給料表の減額改定を行いました。

平成23年第4回白川村議会 定例会の開催

12月20日(火) 9時～
一般質問、各議案の上程審議
役場で受付の手続きをして
いただければ、どなたでも
傍聴することができます。
傍聴席は10席です。

●問い合わせ先
議会事務局 ☎6-1311



▲荻町地内の舗装・水路改修を行いました



▲村道鳩谷馬狩線法面改修工事を行いました

平成23年度 財政状況のお知らせ

上半期（平成23年4月～平成23年9月）

◆特別会計現計予算合計額 12億2,328万円

収 入			特別会計名	支 出		
現計予算額 (うち繰越明許費)	収入済額 (うち繰越明許費)	収入率		現計予算額 (うち繰越明許費)	支出済額 (うち繰越明許費)	執行率
2億59万円	8,818万円	44.0%	国民健康保険 (事業勘定)	2億59万円	8,253万円	41.1%
1億420万円	2,563万円	24.6%	国民健康保険 (直診勘定)	1億420万円	4,042万円	38.8%
7,310万円 (1,865万円)	2,337万円 (0円)	32.0% (0%)	簡易水道	7,310万円 (1,865万円)	1,515万円 (0円)	20.7% (0%)
1億1,276万円	1,184万円	10.5%	温泉開発	1億1,276万円	5,460万円	48.4%
2,080万円	160万円	7.7%	白弓スキー場	2,080万円	363万円	17.5%
5億1,190万円	1,875万円	3.7%	公共下水道	5億1,190万円	1億3,057万円	25.5%
377万円	331万円	87.8%	介護保険 (サービス事業勘定)	377万円	19万円	5.0%
1億7,172万円	6,616万円	38.5%	介護保険 (保険事業勘定)	1億7,172万円	7,144万円	41.6%
2,444万円	732万円	30.0%	後期高齢者医療	2,444万円	707万円	28.9%
12億2,328万円 (1,865万円)	2億4,616万円 (0円)	20.1% (0%)	合 計	12億2,328万円 (1,865万円)	4億560万円 (0円)	33.2% (0%)

私たちが住む白川村に、どんなお金がどれくらい入り、どのようなことに使われているのか、財政状況の内容を村民の皆さんにご理解いただくため、地方自治法及び村条例に基づき、年2回、上半期（4月から9月）と下半期（10月から3月）に分けて歳入歳出予算の執行状況をお知らせしています。

今回は、平成23年度上半期の予算執行状況を、上の表及び次頁の表のとおりお知らせします。

上の表は、村の各特別会計について、9月補正後現在の予算額に対し、収入済み・支出済みの金額とその収入率・執行率を示しています。次頁の表は、一般会計について、収入支出を区分ごとに同様に表しました。

これらの表からもわかりますように、現在のところ村の予算執行は全体的に良好に行われています。

今年度は、一般会計歳出で村道木谷稗田線改良事業（土木費・予算額7千万円）や、村道鳩谷馬狩線法面改修事業（土木費・予算額3千万円）、国保直診特別会計で医療用機械整備事業（予算額430万円）などの事業に着手しています。



▲「まめなカー」の運行を開始しました



▲被災地支援活動を行いました

◆ 一般会計現計予算合計額 29億7,538万円

収 入			
区 分	現計予算額 (うち繰越明許費)	収入済額 (うち繰越明許費)	収入率
村 税	7億8,115万円	5億4,479万円	69.7%
地方譲与税	2,000万円	714万円	35.7%
利子割交付金	70万円	35万円	50.0%
配当割交付金	20万円	16万円	80.0%
株式等譲渡 所得割交付金	10万円	0円	0%
地方消費税交 付 金	1,700万円	1,245万円	73.2%
自動車取得税 交 付 金	500万円	88万円	17.6%
地方特例 交 付 金	640万円	640万円	100.0%
地方交付税	9億2,559万円	6億5,632万円	70.9%
交通安全対策 特別交付金	30万円	0円	0%
分担金及び 負 担 金	1,820万円	450万円	24.7%
使用料及び 手 数 料	8,145万円	3,020万円	37.1%
国庫支出金	2億3,795万円 (4,995万円)	2,030万円 (0円)	8.5% (0%)
県 支 出 金	1億3,663万円	554万円	4.1%
財 産 収 入	4,998万円	3,335万円	66.7%
寄 附 金	5,400万円	1,722万円	31.9%
繰 入 金	2億643万円	0円	0%
繰 越 金	3,768万円 (1,507万円)	3,769万円 (1,507万円)	100.0% (100.0%)
諸 収 入	1億2,041万円	243万円	2.0%
村 債	2億7,541万円 (2,750万円)	0円 (0万円)	0% (0%)
後期高齢者医療 広域連合支出金	80万円	0円	0%
合 計	29億7,538万円 (9,252万円)	13億7,972万円 (1,507万円)	46.4% (16.3%)

支 出			
区 分	現計予算額 (うち繰越明許費)	支出済額 (うち繰越明許費)	執行率
議 会 費	3,610万円	2,057万円	57.0%
総 務 費	2億8,426万円	1億2,281万円	43.2%
民 生 費	2億4,620万円 (550万円)	9,069万円 (549万円)	43.2% (99.8%)
衛 生 費	1億3,879万円	2,896万円	20.9%
農林水産業費	1億9,754万円	7,629万円	38.6%
商 工 費	3億3,727万円 (1,220万円)	9,670万円 (0円)	28.7% (0%)
土 木 費	8億3,548万円 (6,366万円)	7,444万円 (5,612万円)	8.9% (88.2%)
消 防 費	1億5,501万円 (1,116万円)	5,976万円 (0円)	38.6% (0%)
教 育 費	4億84万円	9,220万円	23.0%
災害復旧費	3万円	0円	0%
公 債 費	3億80万円	1億5,135万円	50.3%
諸 支 出 金	0円	0円	0%
予 備 費	4,306万円	27万円	0.6%
合 計	29億7,538万円 (9,252万円)	8億1,404万円 (6,161万円)	27.4% (66.6%)

⑥職員の研修及び勤務成績の評定の状況

■職員研修の状況(平成22年度)

研修種別	参加者数	研修内容
階層別研修	8人	新採用職員研修 中堅・係長級・課長補佐・ 課長級職員研修
課題別研修	3人	企画力開発講座、住民協働 講座、研修管理講座、複式 簿記講座、モチベーション 向上講座、メンタルタフネ ス講座
合計	11人	

■勤務成績の評定者

○勤務評定対象職員 全職員(育児休業者及び休職者を除く)

区分	第一評定者	最終評定者
課長補佐級以下の職員	参事・課長	村長
参事・課長等	副村長	村長

■勤務成績の評定の状況

区分	内容
勤務状況	勤務状況、休暇の状況、健康状態、 勤務態度
勤務実績	規律性、責任制、協調性、積極性

⑦職員の福利厚生状況

■健康管理に関する状況

岐阜県市町村共済組合が実施する年代別健康診断及び前立腺がん(40歳以上)、乳がん・子宮がん(30歳以上)を実施し、健康管理に努めました。

区分	対象者	受診者
年代別健康診断	61人	57人

■共済制度

岐阜県市町村職員共済組合に加入し、職員の生活の安定と福祉の向上を図っています。また、白川村職員互助会を組織し、福利厚生増進を図っています。

■公務災害保障制度

公務災害認定件数(平成22年度)

区分	認定件数
一般職員	0件
技能労務職員	0件
合計	0件

■公平委員会に係る業務の状況(平成22年度)

区分	認定件数
勤務条件に関する措置件数	0件
不利益処分に関する不服申立	0件
合計	0件

●問い合わせ先 総務課 庶務係 TEL 6-1311

④職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

■標準的な勤務時間(不規則勤務となる施設を除く)

開始時刻	終了時刻	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	38時間45分

■休暇制度

区分	内容	付与日数
年次有給休暇	年の途中に採用された者は採用月に応じて付与する。平均取得日数13.5日。翌年に20日を限度として繰越可。	1年につき20日
特別休暇	ボランティア休暇	1年につき5日以内
	結婚休暇	連続する5日以内
	1歳未満の子の保育時間	1日2回各30分以内
	産前産後休暇	産前6週間、産後8週間
	妻の出産	2日以内
	未就学の子の看護のための休暇	1年につき5日以内
	忌引き	続柄、生計関係により7日以内
	父母配偶者の法要	1日
	夏季休暇	7~9月の期間に3日以内
	災害による住居復旧	7日以内
災害による出勤困難、通勤途上危険回避	必要と認められる期間	
組合休暇	職員団体事務従事	30日(無給)
介護休暇	職員が同居する配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹を2週間以上にわたり介護する場合取得することができる。	6ヶ月以内(無給)
育児休業	3歳に満たない自分の子を養育するため、その子が3歳に達するまで休業することができる。	子が3歳に達するまで(無給)

⑤職員の分限及び懲戒処分の状況

■分限処分(平成22年度)

分限処分とは、職員の身分保障を前提として、一定の事由によって職員がその職務を十分果たすことができない場合のみ、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、公務効率の維持向上を図るための制度です。

分限処分には、免職、休職、降任及び降給の4種類があります。

区分	免職	休職	降任	降給	合計
勤務成績がよくない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務に必要な的確性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人

■懲戒処分(平成22年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として任命権者が職員に制裁として科する処分をいいます。懲戒処分には、免職、戒告、減給、停職の4種類があります。

区分	免職	戒告	減給	停職	合計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0人	1人	1人	0人	2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	1人	1人	0人	2人